

## 第5章 いきいき農業・農村情報発信事業

(いきいき農業・農村情報発信事業の目的)

第53条 いきいき農業・農村情報発信事業は、青年農業者が自信と誇りを持って農業に取り組むことができるよう、地域における関係機関・団体等の緊密な連携のもと、農業・農村の理解促進を図ることを目的とする。

### 第1節 青年農業者と消費者の交流促進支援事業

(事業の目的)

第54条 青年農業者と消費者の交流促進支援事業（以下「交流促進事業」という。）は、県内の青年農業者が一堂に会し、農業・農村の素晴らしさ等の様々な情報を消費者に発信することにより、青年農業者と消費者の交流を促進することを目的とする。

(事業の内容)

第55条 交流促進事業は、青年農業者が農業・農村の素晴らしさ等の情報を消費者に発信し、青年農業者と消費者の交流を深めるための活動を内容とする。

(事業の対象及び要件)

第56条 交流促進事業の対象は、青年農業者等が自ら組織する県段階の集団とする。

2 組織が行う活動のうち、青年農業者が農業・農村の素晴らしさ等の情報を消費者に発信し、青年農業者と消費者の交流を深めるための活動を対象とする。

(事業の実施)

第57条 交流促進事業の実施にあたっては、組織の規約及び事業実施計画に基づき、目的に沿った活動をするものとする。

(申 請)

第 58 条 交流促進事業の助成を受けようとする組織の長は、原則として事業実施 30 日前までに、青年農業者と消費者の交流促進支援事業助成申請書（別記様式第 1 号）を指導機関の意見を付して理事長あて提出するものとする。

(給 付)

第 59 条 理事長は申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、助成金給付決定書（別記様式第 2 号）をもって申請者に通知するものとする。

2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第 3 号）を指導機関に通知するものとする。

3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第 4 号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報 告)

第 60 条 助成金の給付を受けた組織の長は、事業終了後 30 日以内に青年農業者と消費者の交流促進支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）を理事長に提出するものとする。

(変更届出)

第 61 条 助成金の給付決定後に、申請書の記載事項に大きな変更が生じたとき、助成金の給付を辞退しようとするとき、及びその他重大な状況の変化が生じたときは、青年農業者と消費者の交流促進支援事業変更届（別記様式第 6 号）をその事由が発生した日から 30 日以内に理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の届け出があったときは、内容を審査し、助成金の額の変更又は取消しをすることができるものとする。